北本市立中丸東小学校　いじめ初期対応マニュアル

令和5年4月確認･改訂

いじめ事象の発生

○本人の訴え（アンケート含む）
○周囲からの情報　等

○保護者からの訴え

※来校なしの場合

※来校の場合

報　　告　【１日目に対応】

担　　任・確認した教員

報告　報告　報告　指示

学年主任　生徒指導主任　管理職

主訴の聞き取り

◎担任・学年主任で対応。
※必要に応じて、
生徒指導主任・管理職も対応

事実関係の究明　【１日目、遅くても２日目までに対応】

◎担任・学年主任で対応。　※必要に応じて、生徒指導主任も対応
○いじめに関する状況や資料(証拠)の確認・保存
○聴き取り調査　・迅速かつ正確に　・具体事実を時系列で整理　・情報源を明かさない
・事実と周辺情報を区別　※必要に応じてアンケート調査も実施

管理職・生徒指導主任に報告 → いじめの認知の判断

※認知した場合

※認知しない場合

いじめ問題対策委員会の開催　【３日目までに対応】

◎管理職、主幹教諭(教務主任)、生徒指導主任、教育相談主任、特別支援教育コーディネーター、保健主事、学年主任、養護教諭で組織
○事実関係・情報の確認・分析・整理
○指導方針の検討、関係機関との連携を視野に入れた役割分担の決定

生徒指導記録の作成　【担任】

市教委への報告
【管理職・生徒指導主任】

職員会議での報告

○事実内容を全教職員に知らせる　○認知しなかった場合でも報告
○指導方針、役割分担を全教職員で共通理解

保護者への報告
【担任】

具体的な措置・指導　（基本方針 p９－１１）

いじめ解消の見届け（３か月経過観察→被害児童への確認）